

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 溪流会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
- その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 広島市安佐南区相田1丁目10番11号

(3) 設立認可年月日 平成5年12月20日

(4) 設立登記年月日 平成6年3月1日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	岡本 英樹	おかもとクリニック管理者
理事	■	
同	■	
監事	■	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	おかもとクリニック	広島市安佐南区相田1丁目10番11号	一般病床 5床 療養病床 14床 〔医療保険 9床 介護保険 5床〕

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
デイサービスひまわり	広島市安佐南区相田1丁目10番8号	

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年9月30日 令和2年度決算の決定

令和4年7月30日 事業計画及び収支予算の決定

様式3-2

法人名 医療法人社団 溪流会
 所在地 広島市安佐南区相田1丁目10番11号

※医療法人整理番号

貸借対照表
 (令和4年7月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	18,847	I 流動負債	34,482
II 固定資産	179,779	II 固定負債	126,850
1 有形固定資産	164,740	(うち医療機関債)	()
2 無形固定資産	0	負債合計	161,332
3 その他の資産	15,039	純資産の部	
(うち保有医療機関債)	()	科目	金額
		I 出資金	20,000
		II 積立金	17,294
		(うち代替基金)	()
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	37,294
資産合計	198,627	負債・純資産合計	198,627

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 √医療法人社団 溪流会

※医療法人整理番号

所在地 √広島市安佐南区相田1丁目10番11号

√ 損 益 計 算 書
(自令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		81,864
2 事業費用		85,587
本来業務事業損失		√・3,722
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		7,308
2 事業費用		9,198
附帯業務事業損失		√・1,889
事業損失		√・5,612
II 事業外収益		2,007
III 事業外費用		1,099
経常損失		√・4,705
IV 特別利益		
V 特別損失		
税引前当期純損失		√・4,705
法人税・住民税及び事業税		182
当期純損失		√・4,887

法人名 医療法人社団 溪流会
所在地 広島市安佐南区相田1丁目10番11号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

※該当なし

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

※該当なし

様式9（添付書類）

様式6

✓ 監 事 監 査 報 告 書

- ✓医療法人社団溪流会
✓理事長 岡本 英樹 様

私は、医療法人社団溪流会の令和3会計年度（令和3年8月1日から令和4年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年9月30日

医療法人社団 溪流会

監事 XXXXXXXXXX